

保存版

令和4年 年金カレンダー

★カレンダーは冊子から取り外せません。目に付くところに掲示してご利用ください。

月	定期支給関係	送付書類その他手続き関係
1月	5日(水) 金融機関変更(2月定期支給から)受付締切	
2月	15日(火) 定期支給(12月・1月分)	16日(水) 確定申告開始
3月	4日(金) 金融機関変更(4月定期支給から)受付締切	15日(火) 確定申告締切
4月	15日(金) 定期支給(2月・3月分)	
5月	2日(月) 金融機関変更(6月定期支給から)受付締切	
6月	15日(水) 定期支給(4月・5月分)	10日(金) 年金支払通知書発送(予定) 『年金フォーラム』第89号発行 (年金支払通知書に同封)
7月	5日(火) 金融機関変更(8月定期支給から)受付締切	
8月	15日(月) 定期支給(6月・7月分)	
9月	5日(月) 金融機関変更(10月定期支給から)受付締切	
10月	14日(金) 定期支給(8月・9月分)	初旬 令和5年分扶養親族等申告書 発送
11月	4日(金) 金融機関変更(12月定期支給から)受付締切	中旬 令和5年分扶養親族等申告書 提出期限
12月	15日(木) 定期支給(10月・11月分)	12日(月) 年金支払通知書・源泉徴収票発送(予定) 『年金フォーラム』第90号発行 (年金支払通知書に同封)

税務署の窓口の開庁日時や、申告手続きの詳細は、住所地の税務署にお問い合わせください

老齢(退職)を事由とする年金を受給している方のうち、所得税の源泉徴収の対象となる方へ発送します
扶養親族等申告書の記入方法の説明動画をYouTubeでご覧いただけます

公立学校共済組合本部 年金相談窓口

☎03-5259-1122 (年金相談専用電話)
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分

電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

●電話以外のお問い合わせ方法や、全国各支部の年金相談窓口については、カレンダーの裏面をご覧ください。

注意! 当共済組合を名乗る不審な電話にご注意ください

当共済組合の名をかたり、電話等で年金受給者の方に商品をあっせんしたり還付金のお知らせをしたりして、個人情報聞き出そうとする、振込みの要求をするなどの情報が寄せられています。このような電話等は、「公立学校共済組合」や「公立学校共済組合友の会」とは一切関係ありませんので、ご注意ください。

なお、当共済組合のホームページに、具体的な事例を掲載しております。不審な電話等がありましたら、当共済組合本部へ情報提供をお願いします。

●情報提供先 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
公立学校共済組合本部総務部 広報係

不審な電話等についての情報は、当共済組合ホームページに掲載しています。

☑トップページ → ピックアップコンテンツ →

公立学校共済組合の名をかたる不審な電話等にご注意ください! をクリック



再交付自動受付サービスのご案内

源泉徴収票、扶養親族等申告書および **New** 年金受給権者 受取機関変更届の再交付のご依頼は、24時間受付の専用電話による自動受付サービスをご利用ください。ご利用方法の詳細はカレンダーの裏面をご覧ください。

【再交付自動受付専用電話】

☎03-5259-8852

(携帯電話等でもご利用いただけますが、回線等の事情により、ご利用できない場合があります。)

メモ欄



かめるん

年金相談窓口のご案内

- 年金についてのご相談やご照会は、本部または退職された支部の年金相談窓口をご利用ください。
- 電話照会および各種届出の際は、**年金受給者の方の氏名**と**年金証書番号**または**基礎年金番号**を担当者にお伝えください。
- 年金支給日の前後や休祝日の翌日は電話が大変混み合い、お待たせすることがあります。
- 電話にてご照会いただく際は、本誌4ページ【年金相談電話窓口の混雑状況のご案内】を参考にいただき、電話が繋がらない場合は大変申し訳ありませんが、しばらくたってからおかけ直しくさせていただきますようお願いします。



◆ 公立学校共済組合本部の年金相談窓口のご案内

☎ 電話の場合

03-5259-1122 (年金相談専用電話)

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 - 午前9時～午後5時30分
- 電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

✉ メールの場合

- 公立学校共済組合ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>)

☑ トップページ → 年金受給者(待機者)向け手続き
→ 年金相談窓口 → ご質問・ご相談専用フォームへ をクリック



📄 文書の場合

- 文書の場合は、次の①から④までのいずれかによりご照会ください。
 - 本誌10ページ「年金受給者異動連絡票」、「加給年金額対象者等異動連絡票」(10ページの異動連絡票を切り取る、またはコピーしてご利用ください。)
 - 当共済組合ホームページからダウンロードした手続き用紙
 - 文書による年金についてのご相談・ご照会
 - 各種届出用紙

送付先 **〒101-0062**
東京都千代田区神田駿河台2-9-5
公立学校共済組合本部 年金部

◆ 各支部の年金相談窓口のご案内 (退職された支部の年金相談窓口をご利用ください)

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) ● 午前9時～12時 午後1時～5時 (ただし※印の電話番号の受付は午後4時までです。)

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-204-5889	千葉	043-244-5477*	長野	026-234-5770	和歌山	073-423-6620	福岡	092-641-4967
青森	017-735-3263		043-223-4116		026-235-7445		073-441-3711	佐賀	0952-29-7524
岩手	019-653-1547	東京	03-5320-6828	岐阜	058-272-8897	鳥取	0857-26-7957	長崎	095-894-3344
宮城	022-211-3094	神奈川	045-641-7712	静岡	054-221-3623*		0857-26-7956	熊本	096-333-2680
秋田	018-860-5232	新潟	025-283-5119		054-221-3132	島根	0852-22-6284	大分	097-506-5479
山形	023-625-0123		025-283-5103	愛知	052-951-8470	岡山	086-226-7605	宮崎	0985-26-7243
福島	024-521-7803	富山	076-444-2300	三重	059-229-0722	広島	082-513-4959	鹿児島	099-286-5207
茨城	029-301-6366	石川	076-225-1972	滋賀	077-528-4553	山口	083-933-4581	沖縄	098-866-2066
栃木	028-623-3440		076-225-1848	京都	075-451-1070	徳島	088-621-3182		
群馬	027-226-4570	福井	0776-20-0561	大阪	06-6944-2088	香川	087-832-3795		
埼玉	048-830-6689*	山梨	055-223-1746	兵庫	078-362-3767	愛媛	089-941-5393		
	048-830-6688			奈良	0742-22-1149	高知	088-821-4813		

注意! 間違い電話が多くなっています。おかけ間違いのないようお願いします。

再交付自動受付サービスのご案内 (24時間・年中無休)

再交付自動受付サービスは、源泉徴収票、扶養親族等申告書および **New** 年金受給権者 受取機関変更届の再交付のご依頼を専用電話(自動音声によるご案内)により受け付けるサービスです。あらかじめ年金証書番号をご確認の上、ご利用ください。

なお、当共済組合で決定および支給していない年金の書類は発行できませんので、ご注意ください。

再交付自動受付ができる書類

源泉徴収票

扶養親族等申告書

New
年金受給権者
受取機関変更届

- ※1 令和4年分の扶養親族等申告書は、令和4年2月28日(予定)までの間、再交付を行います。
- ※2 発行部数はそれぞれ1部です。
- ※3 再交付する書類は登録住所宛てに送付します。
- ※4 障害および遺族の年金は、所得税が課税されないため、源泉徴収票および扶養親族等申告書の交付は行っていません。

手続き簡単! 再交付のための **3** ステップ

再交付自動受付サービスのご利用方法

ステップ ①

自動音声のご案内に対する回答内容(ボタンの番号)をあらかじめ太枠部分にメモしてください

自動音声がお尋ねする項目	年金受給者の方にお答えいただく内容(ボタンの番号)
再交付する書類	源泉徴収票……………1 扶養親族等申告書……………3 New 年金受給権者 受取機関変更届……………5
書類の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9
年金証書番号(8ケタ)	
番号の確認	よい場合……………1 訂正する場合……………9

ステップ ②

専用電話におかけください

☎03-5259-8852

(携帯電話等でもご利用いただけますが、回線等の事情により、利用できない場合があります。)

ステップ ③

音声ガイダンスにしたがって、**ステップ ①**のメモを確認しながら電話機のボタンを押してください

ご注意

年金証書番号は、年金証書・年金額改定通知書・年金支払通知書等に記載されている**最後の8ケタの番号**です。番号の押し間違いが多数見受けられます。年金支払通知書等で必ず番号を確認してください。

〈例〉年金支払通知書

支部	種別	年金証書番号
13	21	1 2 3 4 5 6 7 8

ご自身の証書の8ケタの番号を確認してください

※お手元の年金証書等に年金証書番号が7ケタで表示されている場合は、年金証書番号の先頭に「0」をつけてください。